

## 宮城県主要農作物優良品種決定調査要領

### (趣旨)

第1 この要領は、主要農作物種子条例に定めるもののほか、優良品種決定調査（以下「調査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (調査対象品種)

第2 調査の対象となる品種は、次のすべての要件を満たすものの中から主要農作物品種審査会の調査審議を経て決定するものとする。

- (1) 調査に支障のない程度に品種の固定が進んでいること。
- (2) 調査に必要な種子が十分に供給されること。
- (3) 県が定めた病虫害抵抗性その他の主要な特性について、検定により明らかにされていること。
- (4) 県の既存の優良品種との比較栽培試験等により、改善された点が認められること。

2 第1項の品種の育成者は、調査を受けようとする品種について、同項第1号から第4号までの事項に関する資料を添えて県に次に掲げる期日までに申請を行うものとする。ただし、あらかじめ県と協議して別の期日を設けた場合には、この限りではない。

- (1) 稲及び大豆 12月末日
- (2) 麦類 7月末日

### (調査の種類)

第3 調査の種類は、基本調査及び現地調査とし、次のとおりとする。

#### (1) 基本調査

供試される品種につき、県内での普及に適するか否かについて、栽培試験その他の方法によりその特性の概略を明らかにするもの。

#### (2) 現地調査

県が自然的経済的条件を勘案して区分決定した地域ごとに、栽培試験を行うことにより、供試される品種の特性を明らかにするもの。

### (調査の期間)

第4 調査の期間は、原則として3年とする。ただし、3年未満の調査であっても他の都道府県その他の機関の調査結果から調査対象品種の特性が明らかな場合又は県が必要と認める場合には、この期間を短縮することができる。

2 基本調査は、調査対象品種の特性を明らかにするため、第1年目に予備調査、第2年目以降に本調査を行う。ただし、当該品種の特性が明らかな場合又は県が必要と認める場合には、予備調査を省略することができる。

3 現地調査は、基本調査の予備調査が終了してから行う。

### (調査に用いる品種)

第5 調査には、次の品種を含めなければならない。

#### (1) 標準品種

原則として、生産・流通対策上基幹となる優良品種として県内に普及しており、調査対象品種の比較対象の基準となる品種

#### (2) 比較品種

特定の形質を比較するための品種

(耕種概要及び調査項目)

第6 耕種概要及び調査項目は、主要農作物品種審査会の調査審議を経て決定するものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。